

東海国立大学機構設立に向けた基本合意書

平成30年12月25日

国立大学法人 岐阜大学

国立大学法人 名古屋大学

東海国立大学機構設立に向けた基本合意書

1. 新法人設立の目的について

国立大学法人岐阜大学及び同名古屋大学(以下、「両国立大学法人」という。)は、世界と我が国社会の大きな変動と大学を取り巻く状況の著しい変化を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置することを可能とする国立大学法人法の改正が国により行われることを前提として、世界と競争する東海地域に相応しい、自律分散型マルチ・キャンパスシステムの実現により、新法人総体として「世界屈指の研究・世界水準の高等教育機能」と「東海地域の持続的発展に貢献する機能」を強化し、大学・産業界・地域の発展の好循環モデルを創出する、我が国における新しい大学像の構築を目指すこととし、各大学を設置する法人を統合することで合意する。

両国立大学法人は、国立大学の機能強化の方向性におけるⅠ類型とⅢ類型のミッションを踏まえつつ、大学ごとの強みや特色を明確にした研究力の強化、リカレント教育を含む次世代型高等教育の開発や教養教育と専門教育における大学間の相互補完などによる教育力の強化及びそれらを社会へ還元することを目的として統合を進める。

さらに、我が国の経済を牽引する東海地域を世界有数の自律的イノベーション創出社会(Tech Innovation Smart Society)とするための構造的転換に貢献し、大学を中核とするイノベーションによる地域創生の実現をも目指す。

このため、大学経営上の資源を相互利用しつつ経営の高度化、国際的な教育研究環境の整備、教育の共同実施、施設・大型機器マネジメントの共同化、産業界との対話・窓口の拡充及び連携強化による民間からの資金の充実、産学連携マネジメントの共有などを進める。

これらを通じ、新法人及びそれを構成する大学の国際的な評価とブランド力の向上につなげる。

2. 新法人の名称と主たる事務所の所在地等について

(1) 両国立大学法人の統合により設けられる新法人の名称は「国立大学法人東海国立大学機構」(略称:東海機構)とする。

(2) 新法人について、主たる事務所の所在地は愛知県とする。

3. 新法人の長の選考、任期、各大学の学長(慣例として「総長」を呼称とする名古屋大学の学長についてもここでは学長と記す、以下同じ)との関係について

(1) 新法人の長には、人格が高潔で、学識が優れ、複数の大学等を設置する法人を

総理するために必要な指導力と組織経営の経験を有する者を選考する。

新法人が設けられる際の新法人の長の選考については、以下の手続きにより行う方向で今後整理する。

新法人の長を選考する委員会は、法人統合時の岐阜大学及び名古屋大学の学長選考会議を母体に大学ごとに学内委員と学外委員が同数となることを前提に、それぞれ同数を選出することとする。上記委員会の議長については、委員の互選により選出する。新法人設立後の新法人の長の選考方法等これ以外の詳細については、今後整理する。

(2) 新法人の長の就任期日及び任期は、今後整理する。

(3) 新法人の長は法人を総理する。

具体的には、新法人の長は法人全体の経営について責任を有し、新法人設立の目的に従って法人全体の戦略策定や予算の全体的取りまとめ、総合的な調整等を図る。また、新法人の長は、人事に関し、URA や技術職員等を含む職員について、法人全体で統一した管理を行う。教員については各大学において行われる教員選考を尊重し、学長の申出に基づき、新法人の長が任命を行う。教職員に非違行為があった場合の処分は新法人の長の責任において行う。

(4) 学長の選考については、各大学に学長選考会議を置く等、今後整理する。

大学の学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督するものとする。

具体的には、学長は、法人全体の戦略の下で行われる各大学の教育研究活動をはじめとする各種活動の全般について責任を有する。このため、各大学に配分された予算の使途、各大学に配属された教職員の管理については、一部の処分権限等、法的には新法人の長の権限になると見込まれるものも含め、新法人内の専決規程等を整備することにより学長が責任をもって当たることができるよう、今後整理する。

4. 新法人の主な組織体制について

(1) 新法人に法人の長、各大学の学長を含む理事からなる役員会を置く。また、各大学には、学内における重要事項を取り扱うため、学長等から構成される運営会議を置く。

(2) 新法人の長は、学外の有識者から適格な者を別に取り決めた数について理事として選任する。これ以外の新法人の理事の選任及び任期については、今後整理する。

- (3) 新法人における各大学の教育研究を中心とする機能強化及び、法人としての適切なガバナンスの確立に向け、新法人の長、学長、理事等の役員及び役員会等重要な組織に関する権限規程を、今後整理する。
- (4) 研究協力や研究拠点形成、共通教育や次世代型教育の展開、国際交流の強化、社会連携の推進等、両大学において今後必要となる取組の協働・連携、必要な組織整備等について調整を図るため、新法人の理事、各大学の担当副学長等の関係者による調整枠組みを新法人に設ける。
- (5) 新法人の運営(支援)組織については、新法人としての戦略に基づき、各大学共通に支援することが求められる事項、各大学を越えてマネジメントを行うべき事項については、新法人において一体的に統括して推進する体制を構築する方向での検討を早急に進める。
- (6) 新法人の本部事務組織については、各大学に共通する管理業務や大学横断的な企画立案業務を担う部署を集約して設置する方向での検討を早急に進める。この際、各大学における学長のイニシアティブによる学内施策の企画立案やこれを推進する機能が実効的に確保されることに配慮する。
- (7) 経営協議会については新法人にこれを一つ置き、新法人の長が役員会の議を経て委員の選任を行うものとする。これまで各大学に設置されていた経営協議会のあり方を踏まえつつ、適切な規模・構成については、今後整理する。
- (8) 教育研究評議会については各大学の教育研究活動の独自性を維持するため、大学ごとに置く。

5. 新法人の財務・予算執行について

- (1) 新法人設立後、運営費交付金等に係る国への概算要求については、法人本部が法人全体を取りまとめ、要求する。新法人の予算編成における法人本部及び各大学への配分予算額は、法人統合前の両大学の予算額を踏まえて行うことを基本とする。各大学が得た外部資金等について、新法人本部と各大学との間接経費の配分割合、寄付金の管理等、資金の種類に応じて生じる新法人と各大学との管理上の課題については、検討を早急に進める。
- (2) 各大学に予算が配分されて以降は、新法人内の専決規程等を整備することにより

学長が責任をもって予算を執行することができるよう、検討を早急に進める。

6. 教職員の雇用について

新法人の設立の際現に両国立大学法人の教職員である者は、別に辞令を發せられない限り、新法人の成立の日において、新法人の教職員となるものとする。

7. 今後に向けて

両国立大学法人は、法人の統合に向けて、誠意をもって取り組むものとする。また、今後、本基本合意書の合意内容の解釈についての疑義が生じた場合、あるいは検討事項について意見の相違が生じた場合には、両国立大学法人は誠意を持って協議解決するものとする。

なお、本基本合意書における合意事項の全ては、関係法令の定めに従って履行するものとする。

本合意書締結の証として本書2通を作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成30年12月25日

国立大学法人岐阜大学 学長

森 昭 久 隆

国立大学法人名古屋大学 総長

松 尾 清 一
